自動車総連セミナー
御説明資料

価格転嫁・取引適正化対策の現状と今後の方向性

令和７年6月１８日

経済産業省
中小企業庁
取引課長　鮫島大幸

１　取引適正化対策の全体像

政府全体の「取引適正化　重点５課題」へのこれまでの取組

2016年度～2019年度	2020年度	2021年度～	2023年度～	2024年度～	2025年度～
「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2016年9月） ※重点3課題	自主行動計画の策定 （2017年3月以降）	改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2020年6月） ※重点2課題追加	「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」 （2021年12月）	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 （2023年11月）	下請法・下請振興法の改正 （2025年5月　成立） （2026年1月　施行）

価格決定方法の適正化

振興基準改正

- 不合理な原価低減要請等について規定

価格交渉促進月間(3月/9月)の実施（2021年9月～）

- 15万社フォローアップ調査
- 30万社フォローアップ調査
- 調査結果を踏まえ「**指導・助言**」を実施
- 業種別の**価格転嫁率**の公表
- 発注側企業についての協議・価格転嫁状況の**リスト公表**

自主行動計画フォローアップ調査

- **自主行動計画**の策定・フォローアップ調査を要請

パッケージに基づく取締り強化

- 重点立入3業種選定
- 「買いたたき」解釈の明確化
- 業界団体へ法遵守状況の「自主点検」を実施

- **自主行動計画**の**改訂・徹底**を要請

支払条件の改善

手形通達の改正

- 可能な限り現金払い化、手形サイトの短縮化を推進
- **自主行動計画**の策定・フォローアップ調査を要請

手形通達の再改正

- 手形サイトを全業種60日以内
- 振興基準に反映

約束手形のサイトの短縮(60日以内)

2024 **サイトの60日以内**

約束手形の利用の廃止に向けた自主行動計画の策定

- 産業界・金融界に自主行動計画の策定・改定を要請

2026 **約束手形の利用の廃止**

型取引の適正化

振興基準改正

型管理に向けたアクションプラン策定

型取引の適正化推進協議会の設置

型の大規模調査

- 9万社を対象に型取引の実態調査を実施

下請法違反での勧告

引き続き大規模調査、フォローアップ等を実施

知的財産・ノウハウの保護

公取委報告書

知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形の策定

ガイドライン等を踏まえた取引の定着

- 知的アドバイザリーボード・知財Gメン(R4年度新設)による取引実態の調査

働き方改革に伴うしわ寄せ防止

振興基準改正

しわ寄せ防止総合対策の策定

短納期発注の増加、単価の据置きなどの下請事業者へのしわ寄せの実態を調査

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」（2025年1月16日）

- 参加企業より、価格**交渉・転嫁の厳しい実態**や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり。
- 石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示。

参加企業（順不同・敬称略）

①磨棒鋼（みがきぼうこう）工業組合【東京　製造業】
理事長　多田 茂

②（株）セキュリティー【岐阜県　警備業】
代表取締役会長　幾田 弘文

③富士電子工業（株）【大阪府　製造業】
代表取締役社長　渡邊 弘子

④（株）ロッキー【熊本県　小売業】
代表取締役社長　竹下 光伸

⑤（株）吉村【品川区　製造業】
代表取締役社長　橋本　久美子

⑥（株）フジワラテクノアート【岡山県　製造業】
代表取締役副社長　藤原 加奈

政府出席者

①石破 内閣総理大臣
②赤澤 新しい資本主義担当大臣
③武藤 経済産業大臣
④橘　内閣官房副長官
⑤青木 内閣官房副長官
⑥矢田 総理大臣補佐官

官邸HP

２　取引適正化対策各論

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の**賃上げ実現の鍵**となる**価格交渉、価格転嫁**を**経済界全体で**促すため、**毎年３月と９月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）**。2021年９月に開始。

  ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業に対して**「①アンケート調査（30万社）、②下請Ｇメンによるヒアリング」**を実施し、結果を取りまとめ。

  ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げてきた。

- 今年**３月には、８回目の「価格交渉促進月間」**を実施。

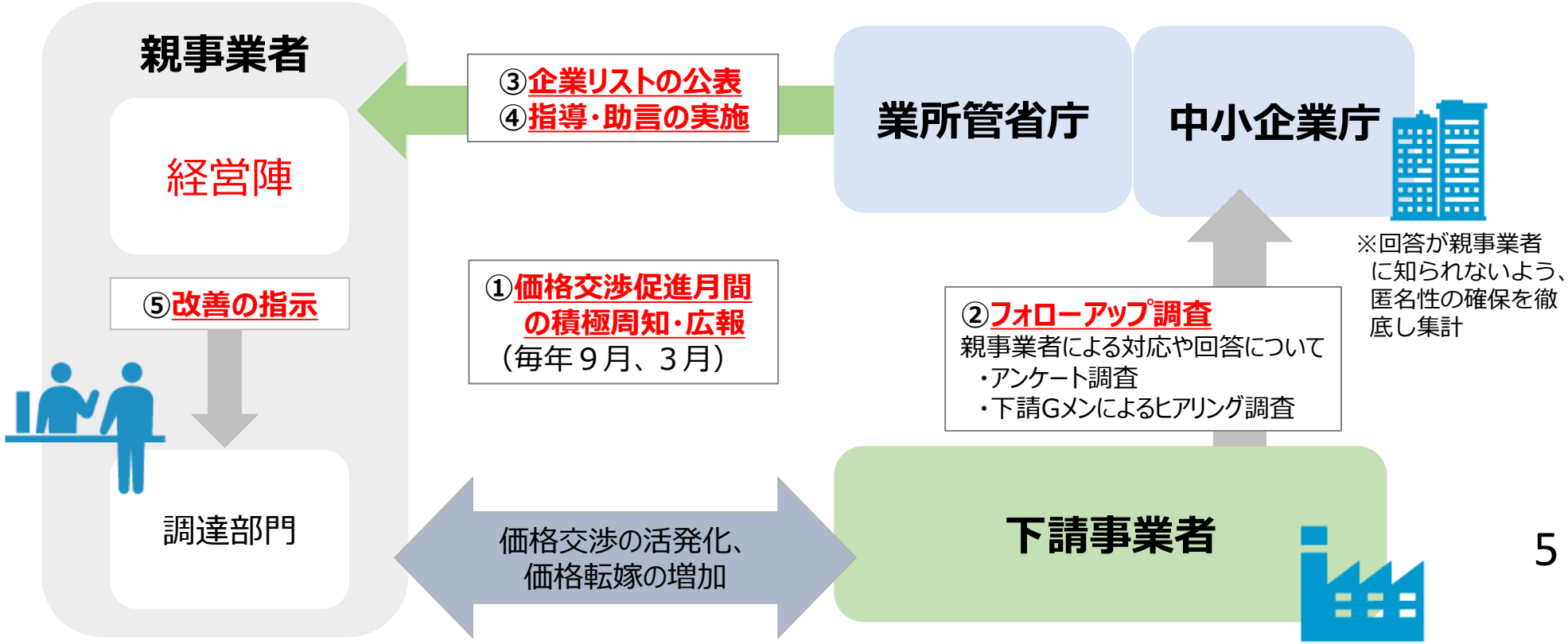

価格交渉の状況（2024年９月の価格交渉促進月間の調査結果）

- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**２ポイント増**の**28.3%**。
- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）も前回から約**１ポイント増**の**86.4%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は**減少**（前回14.8%→13.6%）。
  - ➢ **発注企業からの申し入れは浸透しつつある**ものの、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約1.5割**。引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への**機運醸成が重要**。

直近６か月間における価格交渉の状況

※「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

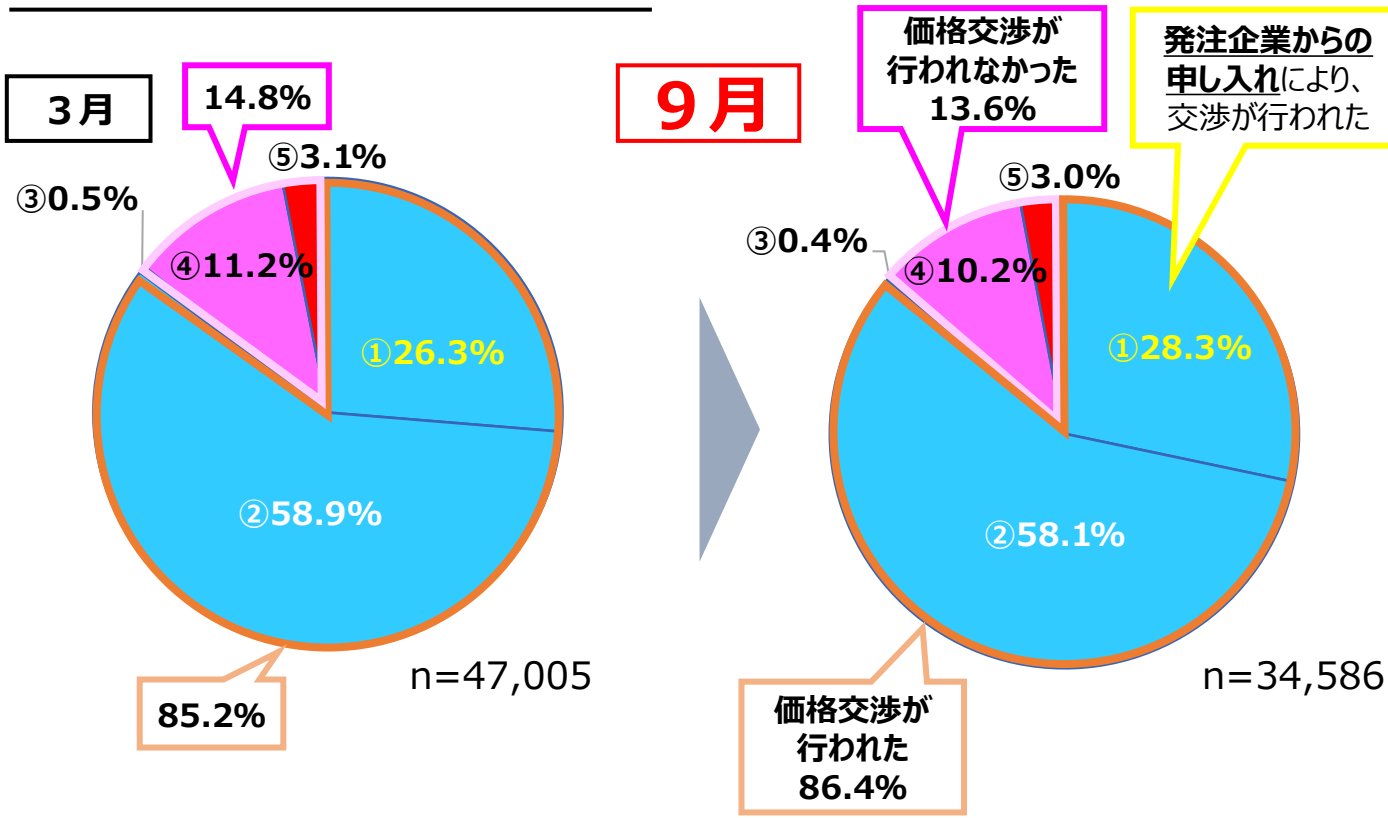

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、**受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格**転嫁は不要」との回答を除いた**場合の回答分布

- **コスト全体の価格転嫁率**は**49.7%**、今年３月より**約３ポイント増加**（前回46.1%→**49.7%**）。
- 「**全額転嫁できた**」割合（①）は、前回から約**３ポイント増**の**25.5%**。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）も前回から約**３ポイント増**の**79.9%**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**減少**（22.8%→20.1%）。
  - ➢ **価格転嫁の状況は改善してはいる**が、転嫁できない企業との**二極化**がみられ、**転嫁対策の徹底が重要**。

直近６か月間における価格転嫁の状況

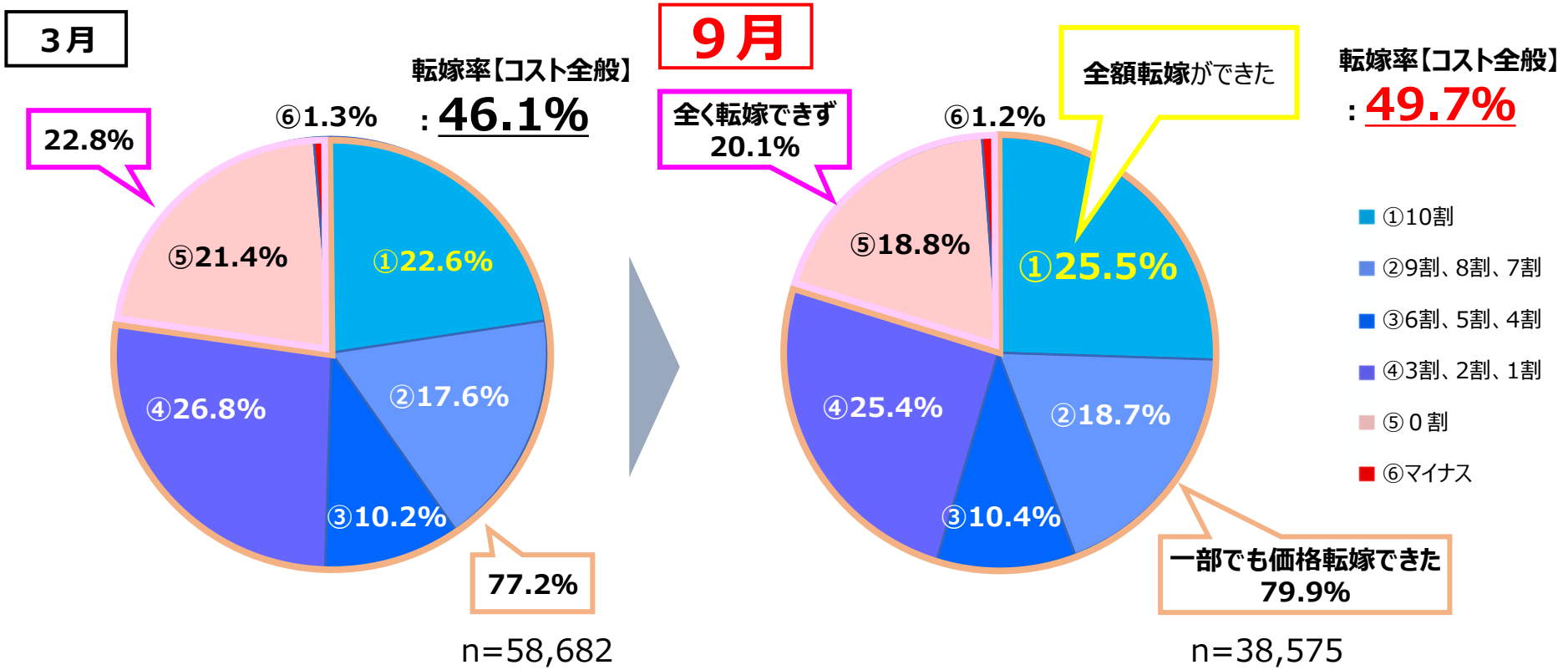

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※「価格**転嫁は不要」との回答を除いた**場合の回答分布

- **労務費、エネルギー費の転嫁率は**、原材料費と比較して**約７ポイント低い水準**（前回と同じ）。いずれも**前回（今年３月）より４～５%ポイント上昇**。
  - ➢ **労務費指針**や、**エネルギー費の全額転嫁を目指す**旨の**振興基準**等の影響が、徐々に浸透しつつある。

原材料費

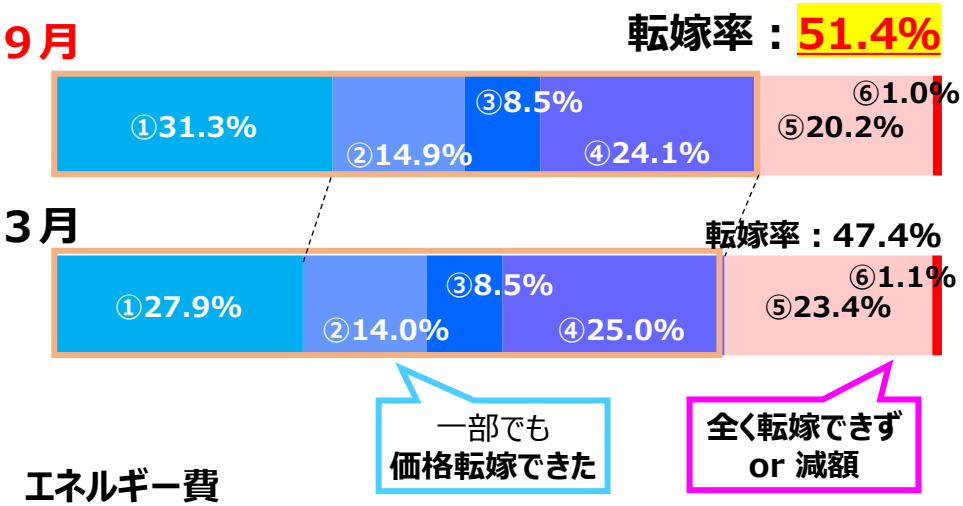

労務費

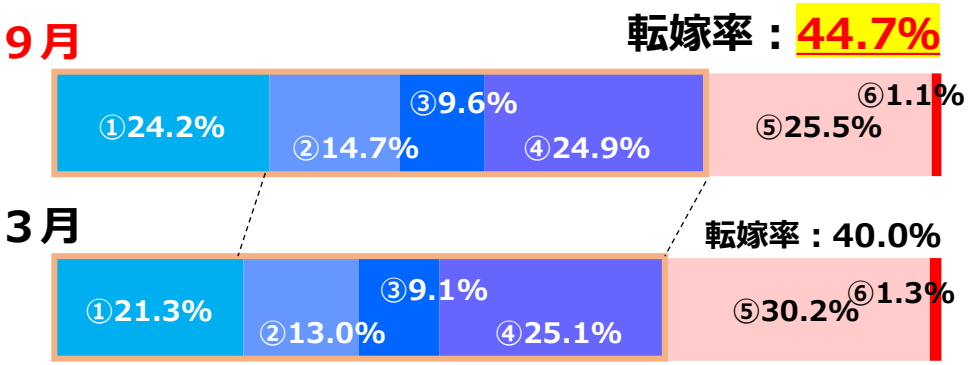

エネルギー費

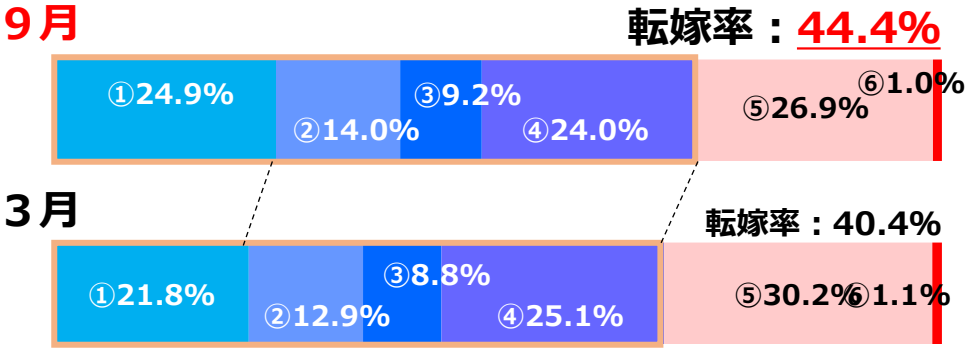

①10割　②９割、８割、７割　③６割、５割、４割
④３割、２割、１割　⑤０割　⑥マイナス

サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階＝　受注側中小企業に対する、「自社が、**最終製品・サービスを提供する企業**から数え、**どの取引段階に位置しているか**」との質問への回答を集計したもの。

- **価格転嫁率**は、**１次請けの企業は５割超（51.8%）**に対し、**４次請け以上の企業は35%程度**
- 特に、**４次請け以上の階層**においては、**全額転嫁できた企業の割合は１割程度**にとどまり、**全く転嫁できなかった**又は**減額された企業**は、**４割近く**（36.0%）に上る。
- 受注側企業の**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる**傾向。

⇒ より深い段階への**価格転嫁の浸透**が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

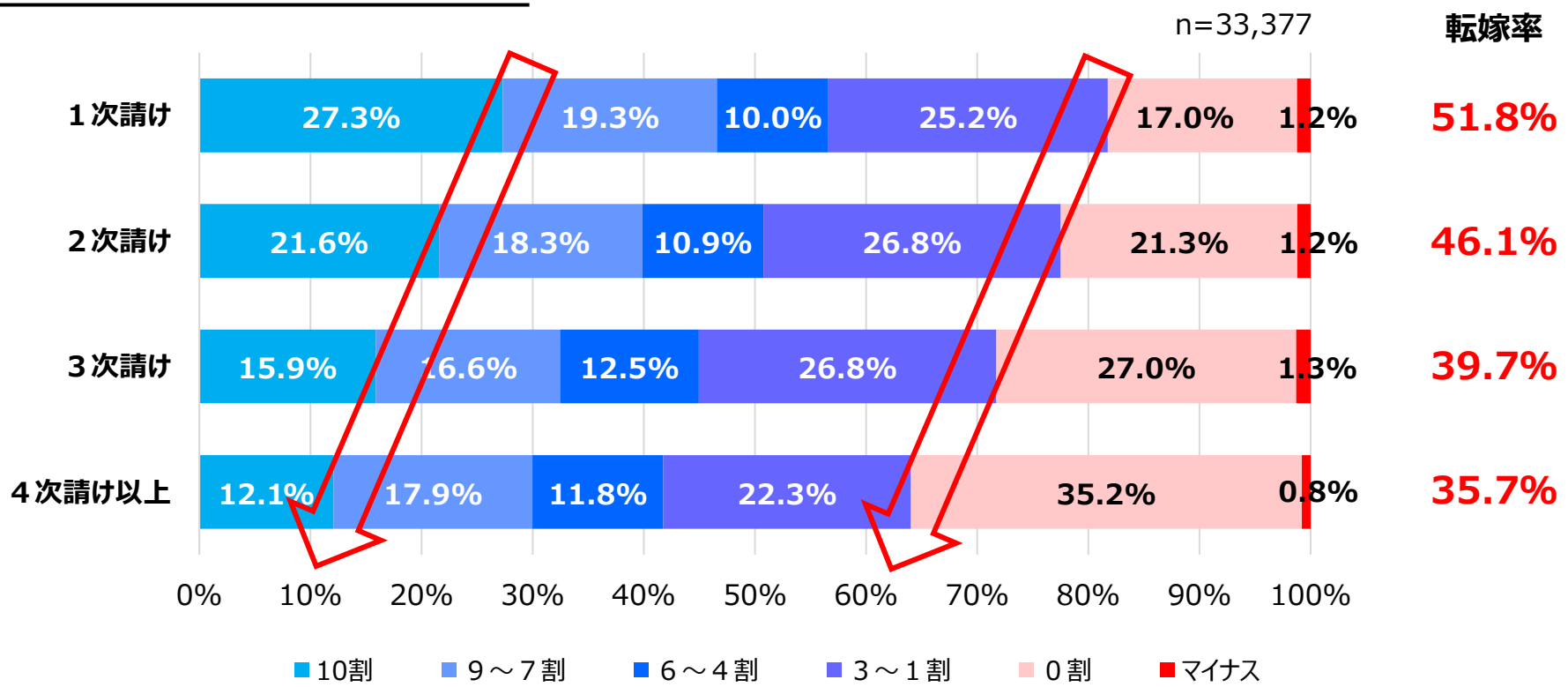

下請Gメンヒアリング調査（自動車・自動車部品　好事例）

自動車・自動車部品（好事例）

①自社のコスト上昇分は100%価格転嫁できている。自社においても協力工場に対する価格転嫁の金額を試算して、2024年に自社から申出て〇%の値上を予定している。**月2回は取引先の本社を訪問、WEB会議も事あるごとに双方から行われており共存共栄の態度**が伝わってきている。10年前とは考えれない対応の変化に驚いている。【自動車部品－化学】

②2024年〇月は、よろず支援センターの協力を得て**2%の引上げ要求を行ったところそのまま認めてもらえた**。また、**熱処理などの外注費は100%転嫁**を認めてもらっている。**取引先側からパートナーシップ構築宣言や価格交渉月間等の案内が送付**されてきており、価格転嫁に取り組んでいる意識は感じている。【自動車部品－金属製品製造・加工】

③2024年〇月頃に取引先各発注部門から文書でコスト上昇分の転嫁に関する協議申出があった。SE技術者の賃金上昇分は自社努力で吸収し値上げ要請してこなかったので結果として**10年前から単価が据置き**となっていた。**取引先からの申出を契機として2024年〇月に〇%単価引上げを要請したところ、簡単な資料で協議が完了し遡って単価引上げ**が認められた。**労務費指針発出の効果**が大きいと考えており、感謝している。【自動車－情報サービス】

④2024年〇月の価格交渉の際、原材料、エネルギー値上がりについて価格転嫁を申し入れると、取引先の方から「労務費上昇分は転嫁する必要がないのか。」と問われた。自社では**「労務費を配賦する原価計算をしていない。」**と返すと、**「指導する。」とのことで計算の仕方を教えてもらい**、**労務費上昇分も転嫁することができた**。【自動車部品－自動車部品】

⑤**毎年2回価格協議**がありに誠実に応じてもらっている。2024年の価格交渉においては特別な資料の提出を求められることもなく自社の要望どおりの値上げが認められた。取引先から、**労務費上昇分の転嫁に加え、外注先や派遣社員の賃上げ分にも還元するようにして下さいと連絡があり、その分も含んだ値上げが行われている**。取引先からは、負担になっているようなことがあったら何でも相談して下さいと言われており、紳士的な対応がなされている。【自動車－自動車部品】

手形の「支払サイト」について

※「サイト」＝「**手形交付日**から、手形金の**入金日**まで」の期間。

- **「現金払い」**（銀行振込、口座振込）： 代金支払日に、代金を**銀行振込み、口座送金**、又は **現金を手交**。

- **「約束手形による支払い」**： 代金支払日に、**現金受領まで一定期間ある「約束手形」**（紙の手形のみならず、電子債権（でんさい）等も含む）を交付。

⇒受け取った者は、①銀行に**割引料を支払い**現金化するか、②他社への支払いとして**譲渡**（裏書譲渡）か、③満期日まで**待つ**か。

■ **現金払いの場合**

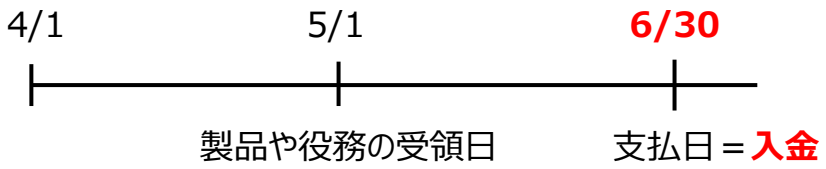

※支払日までの期間（60日）＝現金受領までの期間【60日】

■ **手形払い(手形サイト120日)の場合**

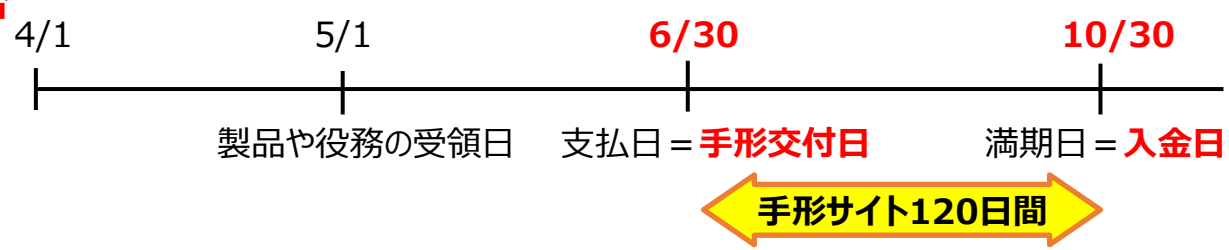

※製品・サービスの受領日から支払日までの期間（60日）＋手形サイト（120日）
＝現金受領までの期間【180日】

手形の利用に関するこれまでの経緯

- **成長戦略実行計画（令和３年６月　閣議決定）**

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、**５年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進**する。まずは、**下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する**。」

- **「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」　の発出（令和６年４月）**

令和６年11月１日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導する（※電子記録債権及び一括決済方式も同様。）。

20240423中庁第4号
公取企第１５３号
令和６年４月３０日

関係事業者団体代表者　殿

経済産業省　中小企業庁
事業環境部長　山本　和徳
（公印省略）

公正取引委員会事務総局
官房審議官　向井　康二
（公印省略）

手形等のサイトの短縮への対応について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号。以下「下請法」という。）に基づき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイトについて、繊維業は９０日、その他の業種については１２０日を「指導基準」として、これを超える長期のサイトの手形等を「割引困難な手形（下請法第４条第２項第２号）」等に該当するおそれがあるとして指導してまいりました。

その上で、長期のサイトの手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、令和３年３月には、おおむね３年以内を目途として、指導基準を業種を問わず６０日に変更して、これを超える手形等を、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとする運用の見直しについての検討を行う旨を公表しました。

今般、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準を業種を問わず６０日に変更する案について、意見公募手続を経た上で、本日、成案として公表しました（別添）。今後は、令和６年１１月１日以降に交付された手形等について、新たな指導基準に基づき対応することとなります。

指導基準の変更に伴い、手形等を振り出す事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることが重要となります。
そのため、下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

記

【サプライチェーン全体での支払手段の適正化について】
手形等のサイトを円滑に短縮するため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

１．サイトが６０日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和６年１１月１日から始まること。

２．ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを６０日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。

３．下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを６０日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払手段の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上

支払条件（下請事業者からの発注先に対する支払状況）について

＜取引条件改善状況調査・自主行動計画ＦＵ調査合計値（令和６年度）＞

- **令和6年11月、現金化までの期間が60日を超える約束手形等**を、**下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれ**があるとして、公取委・中企庁による**指導の対象とした。**
- **現状、代金支払で、一部でも、手形等が含まれる**企業の割合は**約27%**。
- また、**発注者の支払い手段に応じて、受注者の支払いは大きく変化。 発注側から全て（100%）現金で支払われた場合には、下請側の支払手段の現金率も高い（91%）**

⇒ 下請事業者に資金繰りの負担を寄せないよう、**現金化までの期間の短縮**、又は代金は**現金払い化**など、**支払い条件改善に、サプライチェーン全体で取り組むことが必要**。

手形等での支払い
約27%

支払方法（受注側）

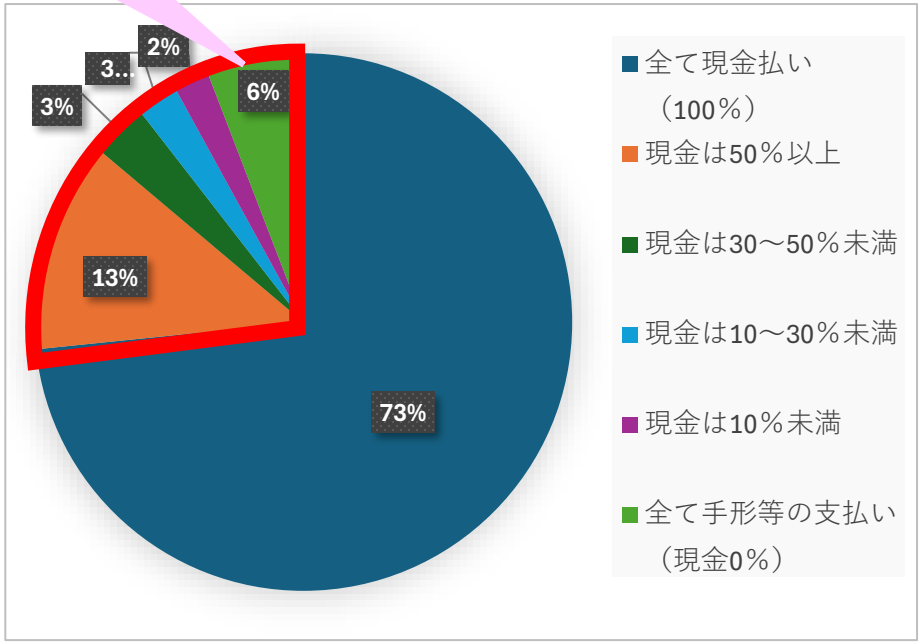

発注側の支払手段ごとの、受注側の支払手段

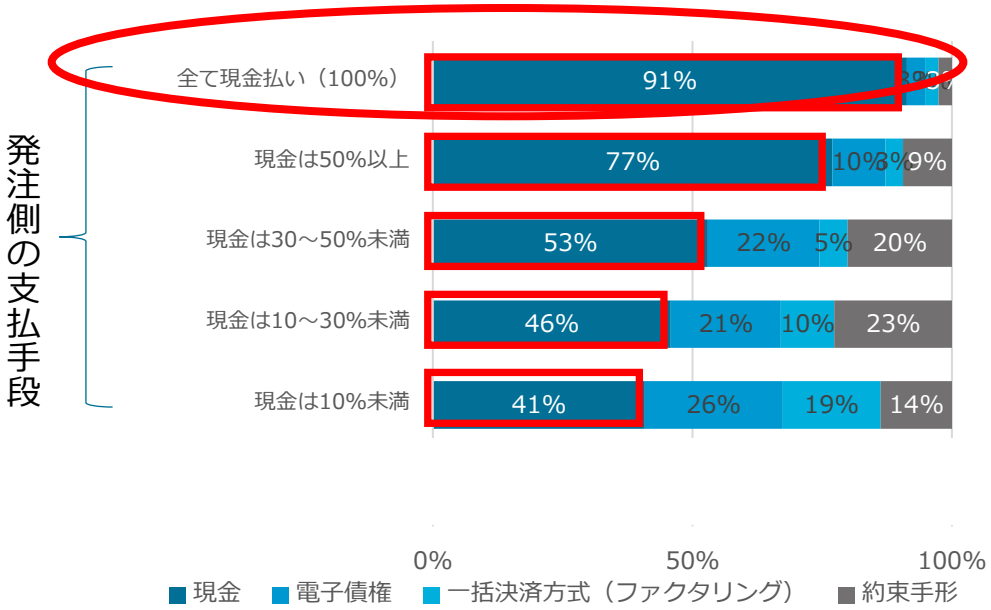

3　下請法改正

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）

新名称：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
（略　称：「中小受託取引適正化法」、「取適法」）

：「受託中小企業振興法」

令　和　7　年　5　月
公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

下請法改正に向けた検討の経緯

● **令和６年６月**

閣議決定

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

- 中小・小規模企業の取引適正化のため、**価格転嫁の基本的な法律**である**下請法の制度改革も含め検討を進める旨の記載**

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）

- 新たな商慣習として、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現**するため、**下請法改正の検討等を行う旨の記載**

● **令和６年７月～**

政府取組

企業取引研究会（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公取委・中企庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計６回の会合を開催し、12月25日に**研究会報告書を取りまとめ・公表**

● **令和６年11月**

閣議決定

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

- 下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方や、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方等に関し、改正を検討し、**早期に国会に提出することを目指す旨の記載**

【国会（令和7年 第217回通常国会）での審議】

⇒ 令和7年3月11日　法案閣議決定、国会提出

⇒ 4月24日　衆議院において施行日を「公布の日から起算して１年を超えない範囲内」**⇒「令和８年1月1日」と修正の上、可決。**

⇒ 5月16日　参議院において、上記修正案を可決、法案成立

現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和３１年制定）。
- 法目的は、**下請取引の公正化**と**下請事業者の利益保護**。

下請法の適用対象

＜①取引の内容＞

製造委託　修理委託　情報成果物作成委託　役務提供委託

＜②資本金区分＞

物品の製造・修理委託の場合	親：資本金3億円超	下請：資本金3億円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超3億円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)
情報成果物作成・役務提供委託の場合	親：資本金5千万円超	下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超5千万円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買いたたき等

【参考】下請法（＝下請代金法）の概要

※下請代金支払遅延等防止法(1956年制定。前回改正は2003年)
公正取引委員会が制度改正担当。公取委と中企庁が共同で法執行。

1．趣旨・目的

○ 下請法は、①親事業者の取引を公正化し、②下請事業者の利益を保護するための法律。
○「発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）との取引」について、買いたたき等の「優越的地位の濫用行為」を、簡易・迅速に規制する法律（＝「独占禁止法の補完法」）。

2．適用対象

（1）＋（2）を満たす親事業者が規制対象

（1）委託契約類型

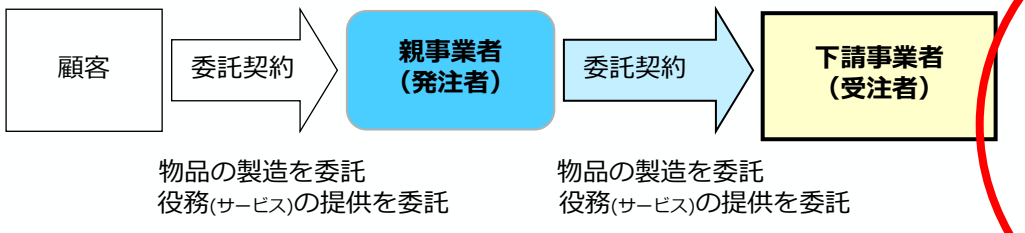

（2）資本金基準

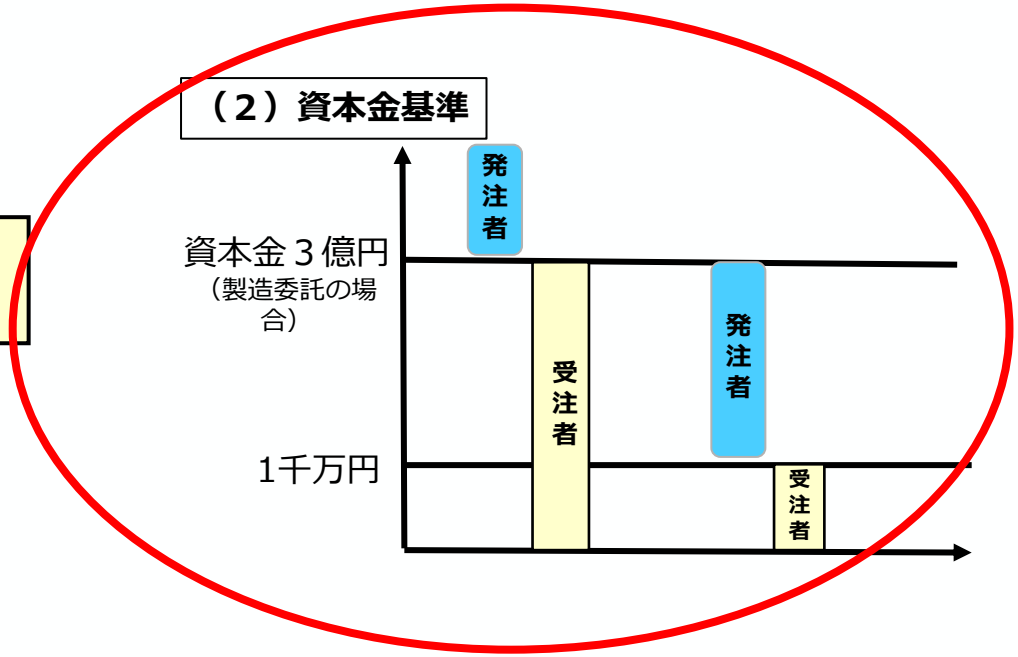

3．親事業者の義務・禁止行為、執行

(1)義務：　（金額等を明示した）書面の交付・保存（罰則規定付）、代金の支払期日（60日以内）の決定　等
(2)禁止行為：　下請代金の支払遅延、減額、買いたたき、割引困難な手形の交付　等
(3)執行：　公正取引委員会が、親事業者へ違反行為の是正等を「勧告」。　中小企業庁は、公取へ「措置請求」できる。
「勧告」に従えば、独占禁止法に基づく命令等は発動しない。

下請法の改正事項の概要

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第５条第２項第４号関係】

改 正 理 由

- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要**。

改 正 内 容

◆ 「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。

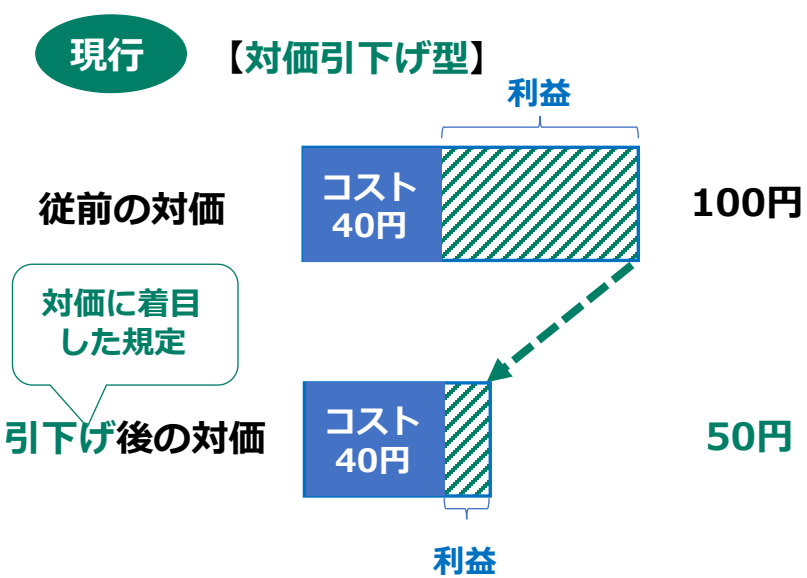

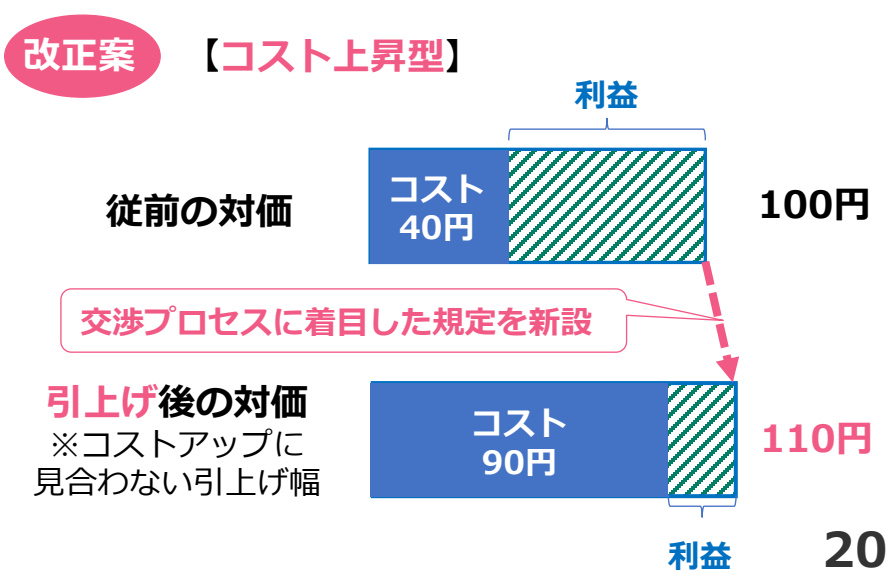

下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第５条第１項第２号関係】

改 正 理 由

➢ **支払手段として手形等を用いる**ことにより、**発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習**が続いている。

改 正 内 容

◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、**手形払を認めないこととする**。

◆ 電子記録債権やファクタリングについても、**支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない**こととする。

【今後の課題】振込手数料等の取扱い、 サプライチェーン全体の取組

○ 振込手数料に関する問題

- 民法上は債務者（発注者）負担が原則（民法第485条）とされている振込手数料を債権者（受注者）に負担させる商慣習について、どのように考えるか。（企業取引研究会での指摘）

（参考１）民法第485条
弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。

（参考２）下請法運用基準　第４の３　(1)（下請代金を「減ずること」に当たる例）（抜粋）
キ　下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。

○ サプライチェーン全体での取組

- サプライチェーン全体で手形の廃止や支払サイトの短縮化を実施していくため、不当に長く支払サイトを設定するような行為について、**優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを検討する必要がある**。（企業取引研究会報告書概要・10頁）

下請法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第２条第５項、第６項関係】

改 正 理 由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改 正 内 容

- **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正案

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

下請法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第２条第８項、第９項関係】

改 正 理 由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない**例がある。
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改 正 内 容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点**から、**従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする**。

【適用基準例（製造委託等）】

	委託		中小受託
現行	資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む。)
	資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む。)
改正案	従業員300人超	→	従業員300人以下(個人を含む。)

基準追加

下請法の改正事項の概要

⑤ 面的執行の強化【新第５条第１項第７号、第8条、第13条関係】

改 正 理 由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある**。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の**「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

改 正 内 容

- **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、**「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。

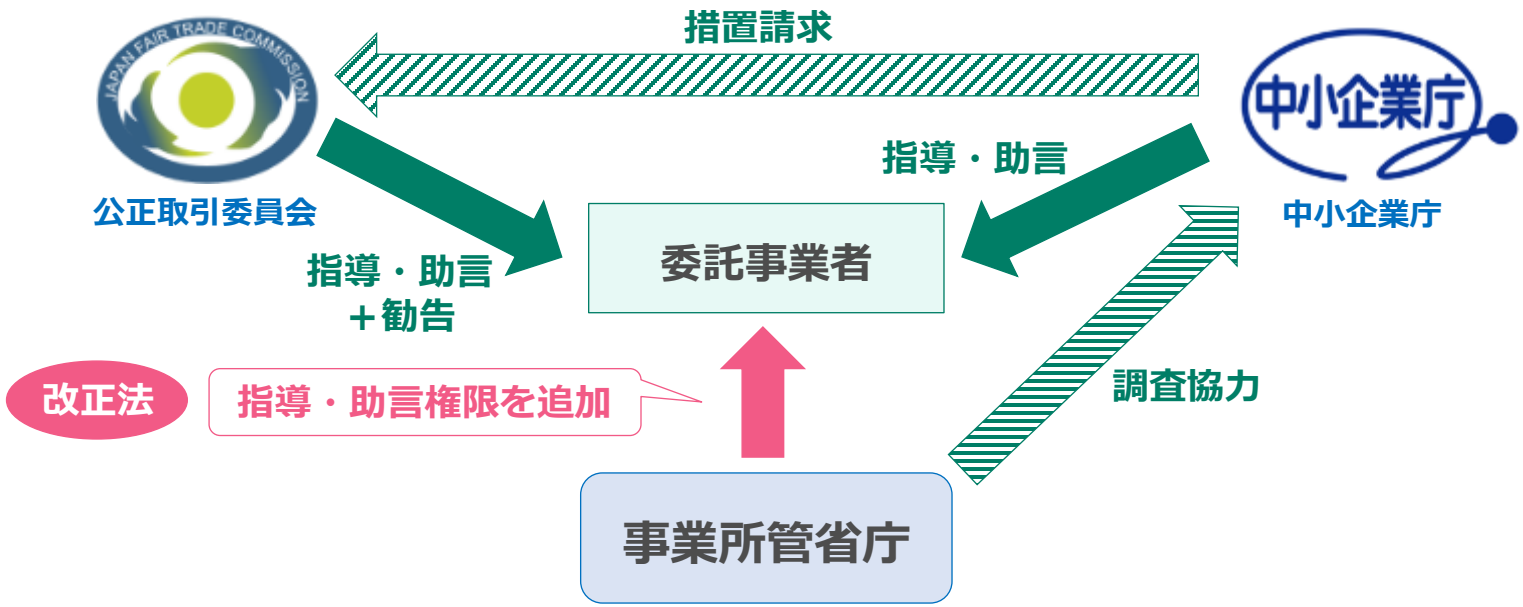

下請法の改正事項の概要

⑥「下請」等の用語の見直し【題名、新第２条第８項、第９項関係】

改正理由

- 本法における「下請」という用語は、**発注者と受注者が対等な関係ではないという語感**を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、**発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている**。

改正内容

- 用語について、**「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正**する。
- 法律の題名も、**「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正**する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
（n=3,583）

【発注者としての声】

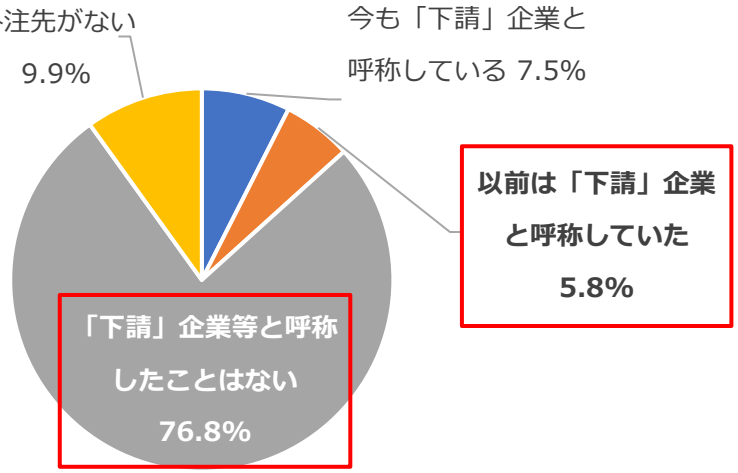

発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
（n=3,583）

【受注者としての声】

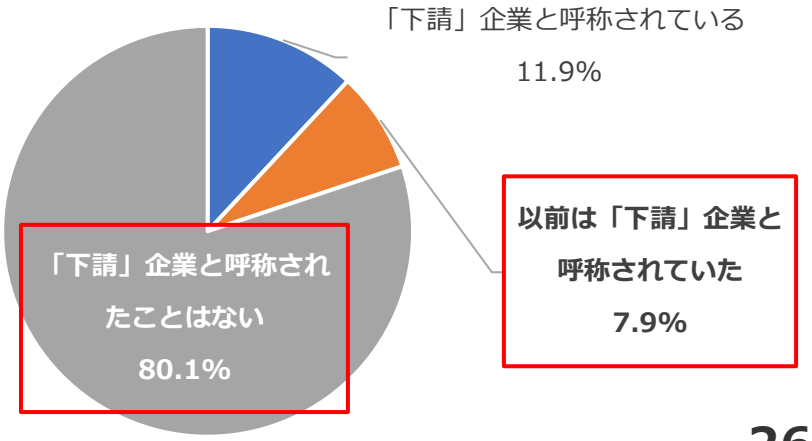

（出所）中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

下請法の改正事項の概要

⑦ その他の改正事項

改 正 理 由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、**木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない**。
- 書面交付義務について、**下請事業者から事前の承諾を得たときに限り**、書面の交付に代えて、**電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる**。
- 下請代金の**支払遅延については**、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、**遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない**。
- 受領拒否等をした親事業者が**勧告前に受領等をした場合**や、支払遅延をした親事業者が**勧告前に代金を支払った場合**に、**勧告ができるかどうかが規定上明確となっていない**。

改 正 内 容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、**金型と同様に製造委託の対象物として追加**する。
  【新第２条第１項関係】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により提供可能**とする。
  【新第４条関係】
- ◆ **遅延利息の対象に減額を追加**し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。
  【新第６条第２項関係】
- ◆ **既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備**し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。
  【新第10条関係】

【参考】下請法に基づく最近の勧告事案（令和５年度）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告対象事業者	違反行為類型	概　要
㈱ノジマ（R5.6.29）	減額	「拡売費」の額、「物流協力金」の額等を下請代金の額から減じていた。
サンケン電気㈱（R5.11.30）	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていた、又は自社自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を行わせていた。
㈱伊藤軒（R5.12.22）	①減額 ②返品	①　「春夏協賛」の額、「秋冬協賛」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
㈱メタルテック（R6.1.23）	減額	「屑費」の額を下請代金の額から減じていた。
王子ネピア㈱（R6.2.15）	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者は、既に手配していた、資材の仕入代金等を負担していた。
ダイオーロジスティクス㈱（R6.2.21）	購入・利用強制の禁止	自社が提供する貨物の運送が、本件下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。
サンデン㈱（R6.2.28）	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。
日産自動車㈱（R6.3.7）	減額	「割戻金」を下請代金の額から減じていた。
コストコホールセールジャパン㈱（R6.3.12）	①減額 ②返品	①「クーポンサポート」又は「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ②下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。
㈱ビッグモーター（R6.3.15） ㈱ビーエムハナテン（R6.3.15）	①買いたたき ②購入・利用強制の禁止 ③不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から引き下げた単価を設定した。 ②下請事業者に対し、当該事業者が車両のクリーニング作業中に車内に水をかけたとして、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、当該車両の購入を要請し、購入させるなどしていた。 ③環境整備点検対策として、店舗の仕上げ小屋の掃除などを無償で行わせるなどしていた。
㈱Ｇｉｏ（R6.3.19）	減額	「値引」と称して下請代金の額から減じていた。
ニデックテクノモータ㈱（R6.3.25）	不当な経済上の利益の提供要請	自社が所有する金型等を貸与していたところ、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。

【参考】下請法に基づく最近の勧告事案（令和６年度）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告対象事業者	違反行為類型	概　要
生活協同組合コープさっぽろ（R6.5.22）	減額	「月次リベート」の額、「システム利用料」の額等を下請代金の額から減じていた。
三井食品工業㈱（R6.6.14）	減額	「物流協力金」の額、「物流費」の額等を下請代金の額から減じていた。
大阪シーリング印刷㈱（R6.6.19）	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、デザインのやり直しを無償でさせていた。
㈱トヨタカスタマイジング＆ディベロップメント（R6.7.5）	①返品 ②不当な経済上の利益の提供要請	①下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、当該製品を引き取らせていた。 ②下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させていた。
パルシステム生活協同組合連合会（R6.9.4）	減額	「特売条件」の額、「ＤＣ利用料」の額を下請代金の額から減じていた。
SANEI㈱（R6.9.26）	①減額 ②不当な経済上の利益の提供要請	①「仕入割引」の額を下請代金の額から減じていた。 ②下請事業者に貸与している金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を１年間当たり１回行わせていた。
ナイス㈱（R6.10.23）	減額	「仕入割引」の額、「リベート」の額を下請代金の額から減じていた。
カバー㈱（R6.10.25）	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	下請事業者が作成したイラスト、動画用２Ｄモデル又は動画用３Ｄモデルについて、下請事業者の給付を受領した後に、下請事業者に対し、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた。
㈱KADOKAWA及び**㈱KADOKAWA LifeDesign**（R6.11.12）	買いたたき	下請事業者に委託する雑誌の記事作成及び写真撮影業務の発注単価について、下請事業者と十分な協議を行うことなく、従前の単価から引き下げることを一方的に決定し、当該引下げ後の単価を適用していた。
住友重機械ハイマテックス㈱（R6.11.21）	不当な経済上の利益の提供要請	下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する金型及び部品に関して、下請事業者に対し、次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、引き続き、金型等を無償で保管させていた。
電気興業㈱（R6.12.5）	不当な経済上の利益の提供要請	下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を無償で保管させていた。

4　下請振興法改正

現行下請振興法の概要　※下請中小企業振興法(1970年制定)

1．趣旨・目的

■ 下請関係を改善し、**下請中小企業の振興**を図るための法律。

2．適用対象

■ **（1）＋（2）**を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

（1）委託契約類型（下請法と同様）

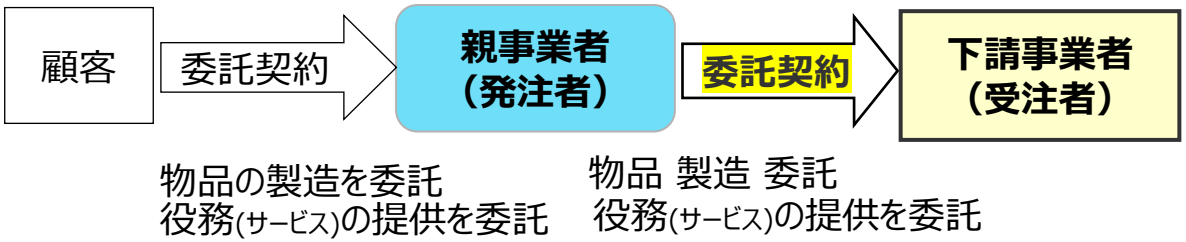

（2）資本金（下請法より広い）

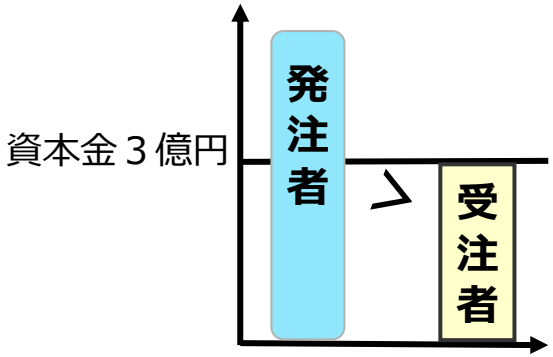

3．具体的な措置

① **経済産業大臣が「振興基準」※を定める**。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定（29業種・79団体）

（例：「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」 等）

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言**。

③ **調査、公表**　（例：価格交渉・転嫁の状況の**「企業リスト」**（延べ985者）を、社名入りで公表）

④ 下請企業と親企業が協力して作成する**「振興事業計画」**について、金融支援。

下請振興法の改正事項の概要①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

- サプライチェーンの**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。**（価格交渉促進月間（2024年9月）結果）
- **直接の取引先を越えて**、1つ先、**「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない**商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率

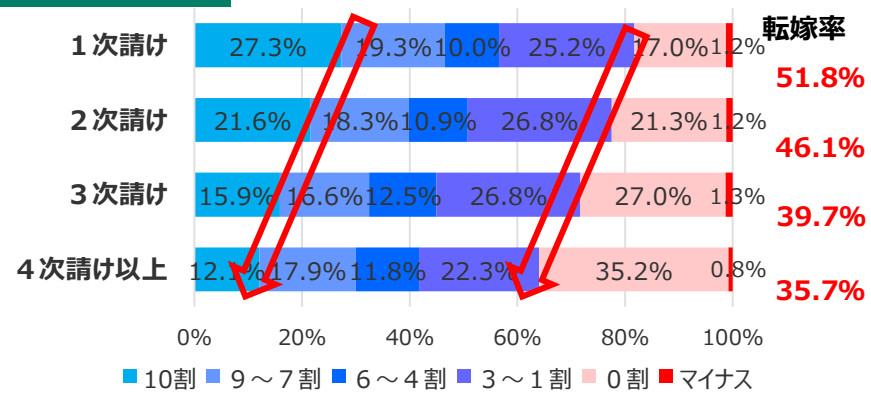

改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

【第５条関係】

現行法　**支援対象の事業計画は、直接の取引関係のみ**

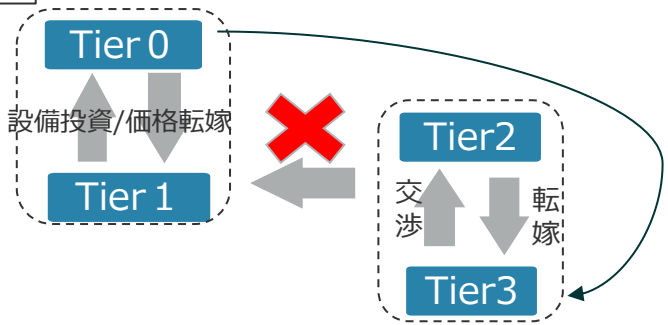

法改正

直接の取引関係に限らず支援可能に

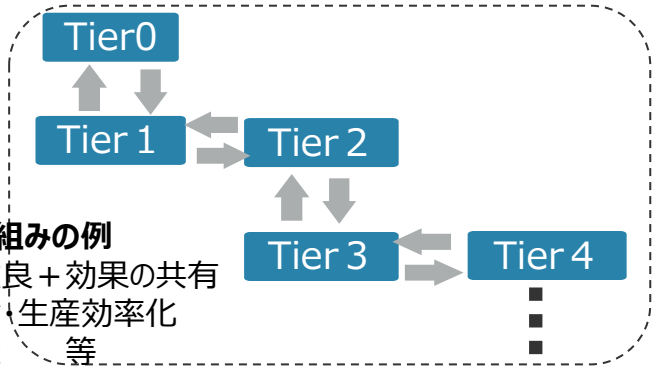

※事業計画・取組みの例
自動車部品の改良＋効果の共有
製造時間の短縮・生産効率化
保管金型の廃棄　　等

◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**２以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ**

下請振興法の改正事項の概要②（国・地方公共団体の責務規定新設）

課題②（地方公共団体における取引適正化対策）

➢ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要**。

＜取組例＞

①パートナーシップ構築宣言（発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社）の普及のために**経済団体との協定**締結

②宣言企業への補助金加点等のインセンティブ

③**価格交渉セミナー**の実施

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組

「第５回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和５年12月）」 経産省資料

改正内容②（国・地方公共団体の責務規定新設）

【新第23条関係】

◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

下請振興法の改正事項の概要③（主務大臣の権限強化「勧奨」）

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- **下請Ｇメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果**を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、**主務大臣による指導・助言**を実施。
  ⇒ **取引方針が改善される等、一定の効果**あり。

- 他方、**何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者**も存在。
  ⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、**どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分**な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勧奨」）

【第４条関係】

◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）**ことができる旨を規定。
⇒ **価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。**

※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

下請振興法の改正事項の概要④（適用対象の追加）

課題④（ⅰ発荷主-元請運送事業者の取引、ⅱ資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁）

- **トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位**であり（価格交渉促進月間（2024年９月））、商流の源（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要。

  ⇒ **運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要**。

- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、**資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。**

※トラック運送業の価格転嫁の状況【コスト全般】

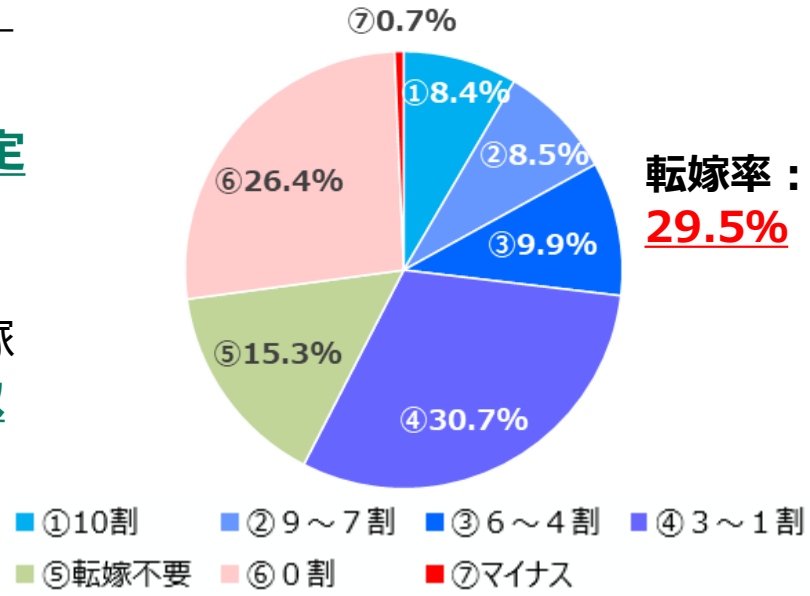

転嫁率：29.5%

改正内容④（適用対象の追加）

【新第２条第１項第６号、第４項、第５項関係】

◆ **①発荷主-運送の取引**（下請法と同様）**②従業員の大小関係がある委託事業者**（下請法より広い）を追加。

⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて、**支援または指導・助言・勧奨の対象とし、**価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

下請振興法の改正事項の概要⑤（「下請」という用語の改正）

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第１条、第２条等関係】

◆「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」　⇒**「受託中小企業」**

「親事業者」　⇒**「委託事業者」**

「下請中小企業振興法」⇒**「受託中小企業振興法」**

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」について

下請中小企業振興法
（振興基準）
第３条　経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため**下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」**という。)を定めなければならない。

(指導及び助言)
第４条 **主務大臣は**、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、**振興基準に定める事項について指導及び助言を行なう**ものとする。

「振興基準」は、

①下請振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
②各業界団体（約８０団体）が作成する自主行動計画でも、振興基準の遵守が謳われ、
③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する

ことから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

振興基準の概要　※代表的な項目を記載

第１．下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善	第４　６．「働き方改革」への対応
第２．発注分野の明確化及び発注方法の改善	第７　２．取引適正化のための社内体制整備
第３　２．情報化への積極的対応	第８　５．知的財産保護及び取引適正化
第４　１．**対価の決定方法の改善**	第８　６．フリーランスとの取引
第４　４．**下請代金の支払方法改善**	第８　７．業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守
第４　５．型又は治具に係る取引条件改善	第８　８．パートナーシップ構築宣言の実施

「振興基準」の最近の改正

価格転嫁を促進するため、以下を追記。⇒　2024年**3月25日より施行**。

①適切な取引対価の決定にあたって**「労務費の指針」に沿った行動を適切に取る**

②**原材料費やエネルギーコスト**の高騰があった場合には、**適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**ものとする

- **下請法における**「買いたたきの運用基準」の改正（2024年5月）、「約束手形等の指導基準」の見直し（2024年11月）を踏まえ、以下を改正 ⇒　2024年**11月１日より施行**。

１．「買いたたきの解釈」明確化

①**コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能**である場合において、②**据え置かれている対価**について、下請代金法の運用基準と同様に**振興基準においても「買いたたき」と取り扱うよう解釈を明確化。**

２．手形の支払サイト60日の徹底

手形（電子記録債権、一括決済方式を含む）の支払いサイトについては、60日以内とすることを徹底。
（※ 従前の規定では「60日以内とすることを努めるものとする」）

5　価格交渉支援

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 のポイント

- 価格転嫁の難しい**労務費**に関する「**発注者、受注者それぞれが採るべき行動」の指針を**、**内閣官房・公正取引委員会**が2023年11月に**策定・公表。**
- **受注者が価格交渉し易い**よう、**労務費**、**原材料費**、**エネルギーコストを分けて交渉**するための**価格交渉の様式例**を添付。

【発注者が採るべき行動】（ポイント）

① 転嫁を**受け入れる取引方針**を、**経営トップまで上げて**決定。**その方針を社内外に示す**。

② 受注者から求めがなくとも、**定期的な協議の場を設ける**。 受注者から協議の求めがあればこれに応じる。

③ **公表資料**（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）**に基づく根拠資料を、合理的なものとして尊重**。

【受注者が採るべき行動】（ポイント）

① **価格転嫁サポート窓口や下請かけこみ寺**、商工会・商工会議所等の窓口に相談するなど、**積極的に情報収集して交渉**する。 その際に、**添付の「価格交渉　様式例」も活用**する。

② 根拠資料として、**最低賃金上昇率などの公表資料を用いる**。

〈価格交渉　様式例〉

・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

○年○月○日

（発注者）　御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日　　年　月　日
有効期限　　年　月　日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額　　円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1　原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／単価上昇率（%）
材料・品番				
・・・				

小計　円

2　エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）
電気代					
・・・					

小計　円

3　労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

改定前の労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

（例2）

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円／人・日	人・日	%	円

小計　円

4　その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計　円

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

2023年11月29日
内閣官房・公正取引委員会

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

2023年11月29日
内閣官房・公正取引委員会

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**価格交渉の申込み様式（例）**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者･受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成､発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の１２の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

  また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

労務費の指針の周知の取組

- 中小企業庁のHPに**価格交渉フォーマット**や、**価格交渉の根拠資料**になる**データ**（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）など、**価格交渉・転嫁に役立つ情報**を集約して掲載。指針の普及に向けて、全国で説明会も実施。

データ		資料名・掲載URL
労務費	都道府県別の最低賃金やその上昇率	厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」 厚生労働省「平成14年度から令和５年度までの地域別最低賃金改定状況」
	春季労使交渉の妥結額やその上昇率	厚生労働省「令和５年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」 連合　2023 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果 日本経済団体連合会　2023年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果（最終集計）
	公共工事設計労務単価	国土交通省「令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価」
	一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃	国土交通省・全日本トラック協会「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」
	賃金指数	厚生労働省「毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）：結果の概要」
	消費者物価指数	総務省「消費者物価指数（CPI）」

受注者における価格交渉のポイントをまとめたリーフレットの公表①

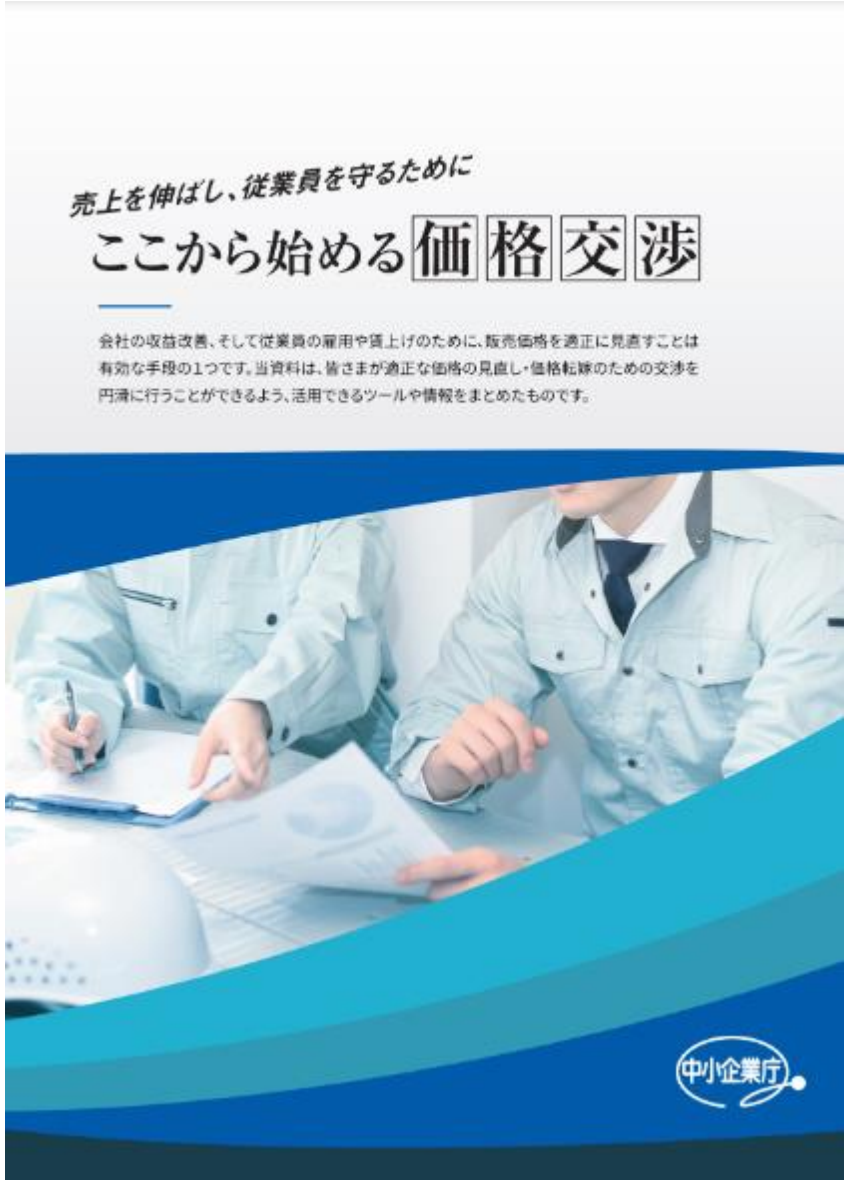

価格交渉のポイント

■定期的な取引価格の見直し　～自社・顧客双方のために～

販売価格を見直すことは、自社の適正な売上の確保や、従業員の雇用維持・賃上げのためだけに行うのではありません。自社が事業を継続し、継続的に供給責任を果たすことは、顧客のためにも必要なことです。

自社のため、そして顧客のために、販売価格が適正かどうか定期的に見直し、必要に応じて価格交渉を行いましょう。

■日常的なコミュニケーション　～困りごとも思い切って～

取引先の担当者にとって唐突な交渉とならないよう、取引先と日常的なコミュニケーションを取ることが大切です。原価上昇の状況を共有するなど、普段から取引先に自社の状況を理解してもらうことで、交渉を円滑化できます。

■取引先にとって自社の価値は　～強みを活かした交渉を～

「急な発注にも柔軟に対応できる」「安定した品質で供給できる」など、自社の強みを顧客との交渉に活かしましょう。それぞれの顧客との関係に応じてどのような交渉を行うとよいか、相談窓口も積極的に活用してください。

よろず支援拠点	下請かけこみ寺	公正取引委員会の窓口	都道府県の中小企業支援センター経営相談窓口	各地域の商工会・商工会議所の経営相談窓口
国が47都道府県に設置した中小企業向けの経営相談窓口	国が全国4か所に設置した下請取引の相談窓口	取引先から受ける不当なしわ寄せについて相談や通報の受付け		商工会　商工会議所

Column ▶ 交渉に役立つテクニック

01.書面での申し入れ

交渉経緯や結果を書面で残すことで、発注者との認識のずれを解消することができます。
口頭でなく書面での交渉を行い、トラブルを未然に防止しましょう。

02.下請法の活用

取引先が下請法上の「親事業者」になりうるか把握しましょう。
例えば、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」は、下請法で禁止される「買いたたき」に該当する恐れがあるとされています。
下請法については、公正取引委員会の相談窓口が利用できます。中小企業庁では、下請法に関する講習も提供しています。

03.パートナーシップ構築宣言の活用

発注者として取引先との連携や共存共栄を進める方針を代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業もあります。
宣言企業であれば、価格決定方法の考え方を公表している場合がありますので、交渉の参考にしてください。

ここからCHECK!

受注者における価格交渉のポイントをまとめたリーフレットの公表②

さらに有効な交渉のために

製品やサービスの原価の把握

価格転嫁ができた企業の多くは「原価を示した価格交渉」が有効と回答しています。製品やサービスに投入した時間や費用を定量的に把握することが、効果的な価格交渉の第一歩です。
原価計算の方法は、よろず支援拠点をはじめ、各種の経営相談窓口でもアドバイスを受けることができます。

Tips
業界団体などが原価計算ツールを提供している場合もあります。
また、市販の原価管理システムや原価管理ソフトを活用すれば、手軽に原価計算を行うことが可能です。

価格変動のデータの収集

原材料やエネルギーの価格変動データに基づいて価格改定が必要な理由を示すことで、価格交渉が円滑に進みます。
製品やサービスの価格がどのように変動したのか、客観的なデータを確認することが重要です。

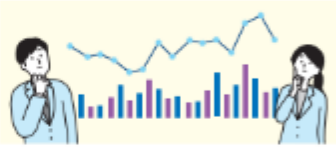

Tips
自社データの整理だけでなく、業界新聞や専門誌、業界団体・官公庁のウェブサイトで得られるデータの収集も有効です。
日次/月次/四半期など、適切な頻度で情報収集すれば、迅速な交渉ができるだけでなく、価格改定の判断にも活用できます。

労務費の価格交渉に関する国の指針

特に進んでいない労務費の価格交渉については、内閣官房・公正取引委員会が発注者・受注者の行動指針を示しました。
この指針では、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など、公表資料を用いて希望価格を提示することなどを求めています。

指針をCHECK!

ここから価格交渉の申込み様式例をダウンロードできます

価格交渉チェックリスト

1. 交渉の前に準備しておくこと

●対象となる製品（部品）固有の情報を整理しましょう。
- □ これまでの販売量と価格の推移、価格変更の理由
- □ 原価構成（材料費、加工費、管理費、粗利など）

●相手にとって、自社がどれくらい重要な取引先なのか把握しましょう。
- □ 現在の競合はどれくらいの価格と品質で製品を提供しているか
- □ なぜ自社が受注できていたか

●値上げした場合の相手のメリット、または値上げしない場合、相手に生じるデメリットは何か考えましょう。
- □ 価格変更は安定供給や品質安定にどのような影響があるか
- □ 代案として相手に提案できる価格以外のメリットはあるか

●相手との取引関係を確認しましょう。
- □ 下請法が適用される取引か
- □ どのくらいの相手との付き合い（取引期間）があるか
- □ 決算書を相手に開示し、経営状況を把握されているか
- □ 相手への依存度はどのくらいか

●「提示価格」と「留保価格」を考慮した上で、目標価格を設定しましょう。
- □ 交渉相手に提示する理想的な価格「提示価格」をどのくらいの金額にするか
- □ 自社が譲歩できる最低の価格「留保価格」はどのくらいか

2. いざ交渉を開始しましょう

●交渉のテーブルを設定するよう要請しましょう。
- □ 「価格改訂検討のお願い」など、文書を発行し、相手に通知しましょう

●目標価格に近づけるよう交渉しましょう。
- □ 事前に整理した情報を把握して交渉に臨み、合理的なデータを提示しましょう
- □ 値上げの必要性を説明したら、まずは「提示価格」を提案し、相手の反応を見ましょう
  売買の交渉の場では相手に先に提案させる方が有利という見方もありますが、
  最初に提示された金額は交渉の範囲を限定する効果があると言われています

●必要に応じて、対案・代案を提示しましょう。
- □ 段階的に値上げを進めることを提案しましょう
- □ 自社で受け入れが可能な取引条件を提示した上で、値上げを提案しましょう
- □ 取引価格が据え置かれる場合は、材料や製造工程などの条件変更など、引換条件の提案を求めましょう

価格転嫁サポート体制の強化

- 2023年7月より、**全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置**し、価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- 商工会議所・商工会等へ**価格交渉ハンドブックを配布**、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行い、**中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。**

価格転嫁ができた理由（複数回答）

・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に**必要な情報の把握手法等**について助言。

・**実践的な提案**

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

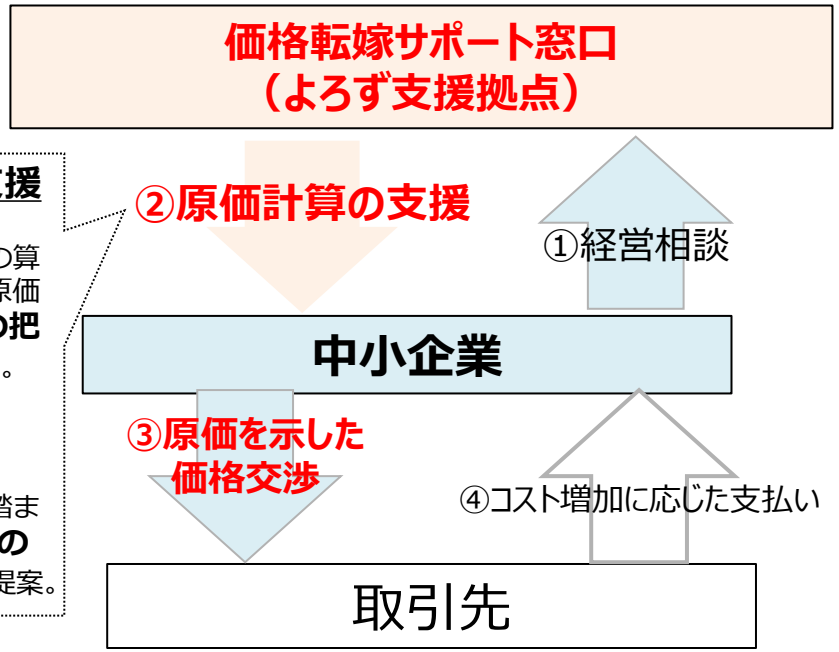

（出典）株式会社帝国データバンク資料
（２０２３／２／９　特別企画：
価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート）

経済産業省

中小企業庁

ご清聴いただき、
誠にありがとうございました。